

## 個 別 注 記 表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
    - ① 平成 19 年 4 月 1 日以降取得資産  
法人税法に定める定率法。ただし、平成 25 年度取得した和歌山県 J Aビルについては、法人税法に定める定額法。
    - ② 平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産  
法人税法に定める旧定率法。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
    - ① 平成 19 年 4 月 1 日以降取得資産  
法人税法に定める定額法。
  - (3) リース資産
    - ① リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
2. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金  
従業員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理  
消費税等については税抜経理方式によっています。
  - (2) リース取引に関する会計処理  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

### II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数  
普通株式 3,000 株